

関係法令

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（抜粋）

（犬及びねこの繁殖制限）

第37条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）（抜粋）

第3 共通基準

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/index.html>
平成18年3月発行

制作：（社）日本動物保護管理協会
編集・デザイン：つしまみかこ

〇お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ



みんなで止めよう温暖化
チーム・マイナス6%

 R100
全国動物100周年を記念して発行